「国保健診受診勧奨事業委託」事業者募集要領

令和６年10月

江戸川区

１　目的

　国民健康保険被保険者の健康の保持や生活習慣病の早期発見により医療費の削減に繋がるよう効果的な受診勧奨を行うため、豊富な業務実績や優れた提案を活かし、的確な調整及び勧奨を行う優れた能力を有する事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

２　業務の概要

(1)　委託件名

　 「国保健診受診勧奨事業委託」

(2)　委託期間

　　 令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

※　本プロポーザルで決定した事業者は、当該委託期間中の契約履行内容が、別途区が定める委託成績評定基準において良好な成績であると認める場合にあっては、概ね３年を超えない範囲内で、翌年度以降の契約を特命随意契約として締結することができる。ただし、各年度における区の事業予算の成立及び国民健康保険法等の改正による大幅な業務変更がないことを前提とする。

(3)　業務内容

「国保健診受診勧奨事業委託」仕様書（案）のとおり

(4)　予算上限金額

　「国保健診受診勧奨事業委託」　　　　　　　 １０，２６６千円（消費税相当額を含む）

　　※　上限金額には、本委託事業を行うに当たり必要な経費のすべてを含むものとする。

(5)　契約形態

単価契約

①単価契約の有効桁数は、小数点以下１桁とする。

②（様式③）経費見積書の各項目単価については、区があらかじめ設定した予定金額の範囲内

　で第１位優先協議者との協議のうえ決定する。

３　応募に関する事項

(1)　応募事業者の資格等

①　応募要件

ア　応募事業者は、本募集要領に定める募集の趣旨及び仕様書を適切に把握し、本委託事業を十分に遂行できること。

イ　応募事業者は、区及びその他関係機関との協議及び調整に十分な能力を有し、契約内容、本委託事業の実施及び諸条件の変化に対して柔軟な対応ができること。

②　応募資格

　応募事業者は、法人であること。

③　応募事業者の制限

　以下に該当する事業者は、応募事業者となることができない。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する事業者

イ　申請時において区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている事業者

ウ　暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年７月条例第37号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある事業者

エ　江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月１日施行）に規定する

入札参加除外措置を受けている事業者

オ　直近１年間に、法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納し

ている事業者

カ　直近３年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他労働法による罰則を受けている事業者

キ　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされている事業者

ク　過去に官公庁における契約途中の業務解除がなされている事業者（発注者の責によ

る解除を除く）。

ケ　プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が行うもの）、ある

いはそれと同等以上の認証資格をいずれも取得していない事業者

④　業務の再委託の制限

ア　すべての業務を一括して再委託することはできないものとする。

イ　個別の業務の再委託には、事前に区の承諾を必要とする。

(2)　応募に関する留意事項

①　費用負担

　本募集の応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

②　提出書類の取扱い及び著作権等の知的財産権等について

　本募集の応募に関して提出された書類に関する著作権等に係る知的財産権又は肖像権等は、それぞれの応募事業者に帰属するものとするが、区へ提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。

また、区は関係法令及び関係条例・規則等に定めるほか、本委託事業の契約予定事業者の選定以外の目的で、応募事業者から提出された書類の利用、又は第三者への情報提供を行わない。

③　区から提示された資料の取扱い

　区から提示した仕様書等の資料は、本募集の応募に係る検討以外の目的での使用は認めない。応募事業者は、選定から漏れた段階で各応募事業者の責任において当該資料を破棄することとする。

また、応募事業者は、応募に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

④　応募形態

　本募集は、共同事業者での応募は認めない。

⑤　複数提案の禁止

　本募集は、応募事業者ごとに、一つの応募に限るものとする。

⑥　提出書類の変更禁止

　区へ提出された書類は、変更することができない。ただし、提出された書類に不明確な表示等があり、かつ、区が変更を認めたときはこの限りではない。

⑦　虚偽記載の禁止

　区へ提出された書類に虚偽の記載をした場合は失格とする場合がある。

⑧　応募の辞退

　応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、「（様式４）辞退届」を提出する。

(3)　遵守が必要な例規

①　個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日号外法律第57号）

　　②　江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年12月20日条例第49号）

　　③　江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和５年３月31日規則第36号）

④　江戸川区行政文書管理規則（平成18年３月31日江戸川区規則第56号）

⑤　江戸川区国民健康保険条例（昭和34年11月26日江戸川区条例第18号）

※上記の例規は、江戸川区例規集検索システムより検索が可能

４　募集スケジュール

1. 公表期間

令和６年10月28日から令和６年11月27日午後５時まで

1. 参加表明書等受付期間

令和６年10月28日から令和６年11月18日午後５時まで

1. 質問受付期間

令和６年10月28日から令和６年11月４日午後５時まで

1. 質問回答日

令和６年11月6日

1. 第一次審査書類等受付期間

令和６年10月28日から令和６年11月27日午後５時まで

1. 第一次審査（書類審査）

令和６年12月中旬

1. 第一次審査結果の通知

令和６年12月下旬

1. 第二次審査（提案説明）

令和７年１月15日（予定）

1. 第二次審査結果の通知

令和７年１月下旬

５　募集手続等

(1)　募集の公表及び周知

区公式ホームページ上に掲載し、公表する。

* 募集に当たり説明会は実施しない。

(2)　提出書類及び質問書の受付等

①　参加表明書等の受付

ア　受付期間

　 令和６年10月28日から令和６年11月18日（土日祝日を除く）午前９時から午後５時

まで

イ　提出方法

「後記９の事務局」まで直接持参、又は郵送（簡易書留等により応募書類の到着が客観的に確認できる郵送方法に限る。）により提出をする。

※　郵送による提出の場合であっても、令和６年11月18日午後５時必着とし、定刻以後に

到着した場合は受付しない。また、区は郵送等の事故による責任は一切負わない。

ウ　提出書類（参加表明書及び応募資格の審査に必要な書類）

※１　応募書類チェックシート（参加表明用）の確認欄にチェックし、応募書類と共に提

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 部数等 |
| 参加表明書 | 様式１ | 正本１部 |
| 法人登記簿謄本 | － | 正本１部（提出日前３か月以内に発行されたものに限る。） |
| 財務諸表 | － | １部（直近３か年分の賃借対照表及び損益計算書の写し（決算書）） |
| 納税証明書（その3の3） | － | 正本１部（法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。） |
| 納税証明書（一般用） | － | 正本１部（法人事業税及び法人住民税の納税証明書をいう。） |
| プライバシーマーク等の許諾が証明できる書類 | － | １部（使用の許諾又は認証の取得を証明できるもの又は取得予定時期等が記載されている計画書等） |
| 応募書類チェックシート  （参加表明用） | 様式６ | １部**※１** |

※１　応募チェックシート（参加表明用）の確認欄にチェックし、応募書類と共に提出すること。

出すること。

②　質問書の受付

　ア　受付期間

　　　令和６年10月28日から令和６年11月４日午後５時まで

イ　受付方法

本募集要領の内容等に関する質問については、メール又はＦＡＸのみで受付する。

なお、質問については「（様式５）質問書」に質問内容を記載すること。

メールアドレス：[2213500@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:2213500@city.edogawa.tokyo.jp)

　ＦＡＸ番号：03-3674-5876

ウ　質問方法

　質問は、メール送信の場合には、タイトルを「【事業者名】国保健診受診勧奨事業委託に関する質問」とし、メール本文に事業者名、担当者名、連絡先を明記した上、「（様式５）質問書」により提出すること。また、ＦＡＸの場合には、「（様式５）質問書」のみ送付すること。なお、電話又は口頭による質問は受付しない。

※　区は誤送信等の事故による責任は一切負わない。

③　質問書への回答

　質問及び回答は、区公式ホームページ上で公表により回答するものとし、口頭による

回答及び再質問は受付しない。なお、質問書への回答は、本募集要領及び仕様書と一体

のものとして取り扱うため、提案書の作成には留意すること。

　回答にあたり、質問をした事業者名は公表しない。また、意見の表明と解されるもの、

質問内容が不明瞭なもの、その他本業務委託への公募に関する質問と解することができ

ないものには回答しない。

④　第一次審査書類等の受付

ア　受付期間

令和６年10月28日から令和６年11月27日（土日祝日を除く）午前９時から午後

５時まで

イ　受付方法

「後記９の事務局」まで直接持参。（郵送不可）

　　※　第一次審査書類等は受付時に書類を確認するため、来庁日時について提出日前日

の午前９時から午後５時までに「後記９の事務局」へ連絡すること。

ウ　企画提案の審査に必要な書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 部数等 | 電子媒体 |
| 法人概要及び企画提案書概要 | 様式２  （Excel） | １部 | 左記書類をすべて含む電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ等）１枚 |
| 企画提案書 | **※１** | 正本１部**※２**、副本４部**※３** |
| 受託体制組織図 | 任　意 | 正本１部**※２**、副本４部**※３** |
| 経費見積書 | 様式３  （Excel） | 正本１部**※２**、副本４部**※３** |
| 応募書類チェックシート  （企画提案用） | 様式７ | １部**※４** | |

※１　企画提案書の様式は、必ず表紙をつけ、Ａ４縦（Ａ３の用紙を折り込むものは可）とすること。原則として両面印刷で作成し、左側を留めること。なお、企画提案書以外の提出書類は、原則として両面印刷とし、２枚以上にわたるものについては、１部ずつ左側を留めること。

※２　正本には、事業者名、代表者役職及び代表者氏名を表示し、代表者印を押印すること。

**※３　副本には、事業者名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴ又はその他応募事業者を類推可能な情報を表示しないこと。**

※４　応募書類チェックシート（企画提案用）の確認欄にチェックし、応募書類と共に提出すること。

６　選定方法

　(1) 審査方法

　　　 選定については、国保健診受診勧奨事業委託事業者選定委員会設置要領に基づき、国保健診受診勧奨事業委託事業者選定委員会を別途設置し、応募事業者から提出された企画提案書等の書類、ヒアリング等により同委員会の厳正なる審査のうえ、選定する。なお、国保健診受診勧奨事業委託事業者選定委員会設置要領及び選定委員会の構成等は公表しない。

(2)　第一次審査

応募事業者から提出された提案書類を用いて、別に定める審査基準に基づき、提案内容

を評価するものとし、評価の結果が上位である応募事業者を第二次審査対象として選出す

る。なお、審査基準は公表しない。

　(3)　第一次審査結果の通知

第一次審査結果は、すべての応募事業者に対して文書で通知する。なお、審査結果の詳

細（各事業者の得点等審査内容及びその他の選定過程等をいう。）についての問い合わせ

等には一切応じない。

また、第一次審査を通過した応募事業者に対して、区は別途補足説明資料を求めること

ができる。区から求めがあった場合には、区が指定する期限及び方法により補足説明資料

を提出するものとする。

(4)　第二次審査

第二次審査対象となった応募事業者の中から、別に定める審査基準に基づき、提案書類、

ヒアリング及びその他内容を審査し、提案内容を評価するものとし、算出した総合得点に

より第１位優先協議者を決定する。なお、第二次審査結果は、第二次審査を実施したすべ

ての応募事業者に対して文書で通知する。

(5)　第二次審査の開催

第一次審査を通過した応募事業者に対し、提出された企画提案書に対するヒアリング等

を次のとおり実施する。

ア　開催日

令和７年１月15日（予定）

イ　開催時間

　　　　　別途通知

ウ　開催会場

別途通知

エ　実施方法

別途通知

(6)　選定結果の公表

選定結果は、区公式ホームページ上で公表する。なお、選定結果の詳細（各応募事業者

の得点等審査内容及びその他の選定過程等をいう。）についての問い合わせ等には、一

切応じない。

(7)　選定の取消し

優先協議者選定後であっても、当該事業者が、契約締結するまでの間に前記３の（１）応募事業者の資格等に該当しなくなった場合及び提案内容に虚偽の記載又は重大な瑕疵があった場合は、企画提案を無効とし、第１位優先協議者であっても区はその決定を取消すことができるものとする。

(8) 次順位者との協議

　 　　 第１位優先協議者との協議が調わない場合は、次順位の優先事業者と契約に向けた協議を行うものとする。

７　提案内容の評価基準

　次の事項を基準として企画提案書類、ヒアリング等により提案の評価を行う。ヒアリング等では提案に関する考え方のほか、提案の具体的な実現方法等を評価する。

(1)　企画概要について

　 本業務を委託するうえで、仕様書に提示した業務の目的及び内容等、基本仕様を十分理解し、求めている業務水準を達成できる計画であるか。

(2)　業務体制について

　 本業務を適切に推進するうえで、管理者及び従事者の安定した人材確保が持続できるか。また、職務上に必要な知識、技能についての研修や対応がなされているか。業務中の事故又は緊急時に区との連携を十分図る体制であるか。

(3)　業務手法について

　 本業務を推進するうえで、民間事業者ならではのノウハウを活かした取組みがなされるか。また、具体的な実施計画や実施方法が提案されているか。

(4)　個人情報保護について

　 個人情報を取り扱う業務委託契約の特約条項について十分な理解があるか。また、個人情報の保護管理体制が確立されているか。

(5)　その他の提案事項について

　 本業務に関して有効だと考えられるその他の独自性のある提案が具体的にされているか。

(6)　請負実績について

　区が考えている仕様及び区が求めている業務水準を達成させるために、他の自治体や

保険者での業務実績はあるか。

(7)　経費について

　 必要経費の算出、費用対効果は適切であるか。

８　書類記載事項

(1)　企画提案書

　 企画提案書は、「前記７の提案内容の評価基準」について及び仕様書（案）を参照のうえ、以下の記載項目について、手法、効果、準備等を含めた具体的な内容で作成すること。また、本委託業務は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報保護に対する取り組みについて重視する。

①　企画概要について

ア　本委託業務の実施に当たる考え方・コンセプト

イ　事業者の特性・専門性ノウハウ等

②　業務体制について

ア　統括責任者・従業員の配置、雇用形態、経験、専属性等

イ　統括責任者・従業員の資質を確保するための方策（研修体制等）

ウ　業務中の事故又は緊急時の対応及び体制

③　業務手法について

ア　自治体及び保険者等での受託実績によるノウハウ

イ　業務計画立案力

ウ　マニュアル作成及びトラブル未然防止策とトラブル発生後の対応方法（フローチャート等）

エ　業務上のミスの未然防止とミス発生後の対応方法（フローチャート等）

④　個人情報保護について

ア　プライバシーマーク等の取得状況

イ　守秘義務・個人情報保護についての考え方、従事者教育

⑤　その他の提案について

　本業務の遂行又は区の業務に有効である独自性のある提案等

⑥　請負実績について

ア　自治体及び保険者等での同様の業務の受託実績

イ　上記導入事例等

　　⑦　仕様書の一部変更

　　　　区が効率的と判断した「提案」については、区があらかじめ提示した仕様書（案）に提案事項を追加する等、区と協議のうえ仕様書の一部を変更する。

(2)　受託体制組織図

　 現場体制（統括責任者、人員配置体制等）

(3)　経費見積書

　 内訳を記入すること。

※　見積額が「前記２の（４）予算上限金額」を上回る場合には失格とする。

　(4)　 法人概要及び企画提案書概要

　　　 「（様式２）法人概要及び企画提案書概要」に応募書類の内容を簡潔にまとめること。

９　事務局（提出・問い合わせ先）

　担当：江戸川区健康部健康推進課健診係　北棟１階

　住所：〒132-8501 江戸川区中央一丁目４番１号

　電話：03-5662-0623（直通）